

Q 4 任期付職員が引き続き、会計年度任用職員（フルタイム）として任用されました。学校共済の資格も引き続き続きますか？

A 4 任期付職員の任期満了日の翌日で、共済組合の資格を喪失します。会計年度任用職員（フルタイム）に採用された場合、会計年度任用職員（フルタイム）の期間が共済組合の定める要件を満たした日から、新たに共済組合の資格を取得することになります。